

平成26年10月27日（月）  
於 栃木県公館 大会議室

第164回 栃木県都市計画審議会  
会 議 録

1. 開催日 平成 26 年 10 月 27 日 (月)

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 18 名 (うち 2 名遅れて出席)

福田委員、築瀬委員、森本委員、尾立委員、  
青木委員、戸室委員、青山委員、半田委員、  
又野委員(代)、越智委員(代)、末松委員(代)、桑原委員(代)、  
小菅委員、佐藤委員、斉藤委員、三森委員、  
板橋委員、熊本委員

※(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計画  
審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第164回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、県を代表して、吉田県土整備部長から御挨拶を申し上げます。

○吉田県土整備部長 県土整備部長の吉田でございます。本日はお世話になります。会議に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、第164回の栃木県都市計画審議会にお忙しい中御出席を賜り、本当にありがとうございます。また、委員の皆様には、私ども栃木県の都市計画行政をはじめといたしましたさまざまな行政運営に御支援、御鞭撻をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の案件について簡単に御説明させていただきます。本日は付議案件が4件、報告案件が1件でございます。

付議案件の1件目は、鹿沼市の「都市計画流通業務団地の変更」について御審議をいただくものです。

付議案件の2件目は、那珂川町の「都市計画道路の変更」について御審議をいただくものです。

3件目は、那須塩原市の「都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。これは、民間事業者が設置しよういたします産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないかを御審議いただくものでございます。

4件目は、「次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方について」になります。これは、平成25年3月に栃木県知事が都市計画審議会に諮問させていただいた事項について、専門委員会からの報告に基づき、答申内容を御審議いただくものでございます。

最後に、報告案件といたしまして、「都市計画区域マスタープランの策定状況について」御報告を申し上げます。

会長をはじめ、委員の皆様方には、十分な御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 本日は、委員20名のうち出席者は16名でございまして、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達しましたことを御報告いたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思いますので、築瀬会長よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、第164回栃木県都市計画審議会を開催しましたところ、御多用中にもかかわらず御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきます。まず議事録署名委員ですが、1番の福田委員、8番の半田委員を御指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

本日の案件としましては、お手元の「第164回栃木県都市計画審議会 議案の概要」にございますように、「宇都宮都市計画流通業務団地について」など4件の議案と、報告案件1件がございます。

なお、審議会運営にあたりましては、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定に基づき、本日の

審議は公開といたします。

最初に、第1号議案「宇都宮都市計画流通業務団地の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第1号議案「宇都宮都市計画流通業務団地の変更について」、幹事の都市計画課長から御説明いたします。お手元の「議案書」の1ページから3ページまでが第1号議案でございます。

まず議案書3ページの位置図を御覧願います。本案件は、赤い線で示しております約46.9haの「鹿沼流通業務団地」を、2ページの計画書のように変更しようとするものでございます。2ページは変更後の計画書を示したものでございますが、このうち、表の4段目の「流通業務施設の敷地の規模」の部分を変更しようとするものでございます。

参考資料で説明いたします。参考資料の1ページを御覧願います。改めまして、今回変更いたします「鹿沼流通業務団地」の位置でございますが、「1 位置図」に赤で示しておりますように、鹿沼市街地の南東、東北自動車道鹿沼インターチェンジから約2.5kmに位置する約46.9haの団地でございます。

この「鹿沼流通業務団地」は、昭和41年に制定されました「流通業務市街地の整備に関する法律」によりまして、宇都宮市とその周辺の区域における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、物資流通の拠点として昭和49年に当初の都市計画決定を行いました。その後、社会状況の変化に伴い、昭和58年に団地の面積の縮小変更を行って整備を進め、昭和63年の造成工事完了に伴う面積確定によりまして都市計画変更を行い、その後分譲を開始して現在に至っております。

今回変更するのは、先ほど御覧いただきました議案書2ページの計画書の表の4段目の「流通業務施設の敷地の規模」の部分でございます。なお、2ページは変更後の計画書でございます。

参考資料1ページの「2 計画図」及び「3 新旧対照表」を御覧願います。今回変更しようとする部分を示したもので、左が変更前の現計画でございます。現計画では、「2 計画図」のように、それぞれの区画ごとに立地できる業種が決められており、例えば「卸売業」の緑色の区画、「運輸・倉庫施設」の青色の区画、「区域貨物自動車運送業」の紫色の区画、それと今回変更しませんが「トラクターミナル」の白の区画に、それぞれの業種に関連した施設だけが立地できる計画となっております。

しかしながら、近年の物流状況の変化によって、3PL（サード・パーティー・ロジスティクス）と呼ばれる包括的に企業の物流部門を受託する事業などの新しい業務が生まれるなど、需要の変化、業態の複合化、施設の機能変化は非常に大きく、これまでの枠組みでは対応しきれない状況となっております。

このため、今回、流通業務に関連した施設がどの区画でも立地できるようにし、流通業務機能のさらなる向上を図るため、参考資料1ページの右の「変更後」のように、トラクターミナルを除く27.1ha全ての区画を「流通業務施設」とする都市計画の変更を行うものでございます。

変更後の流通業務施設の区域内に建築できる施設としまして、同じページの右下に変更後の計画書

の一部を示しておりますが、流通業務市街地の整備に関する法律で「流通業務施設」と規定されております法令第5条第1項第3号から第6号に示された施設としております。具体的には、同じページの左下に示しております施設でございますが、これは流通業務市街地の整備に関する法律の条文を記載したのですが、今回の変更で、トラックターミナルの区域を除いて、このような施設がどの区域でも立地できるようになるものでございます。

本件につきましては、平成26年7月18日から2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また、関係市町村である宇都宮市と鹿沼市からそれぞれ平成26年10月6日付、平成26年10月1日付で異存ない旨の回答を得ております。

第1号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの案件につきまして御質問、御意見がございましたらよろしくお願いたします。

流通系の用途について間口を広げるといふ変更だと理解しましたが、この案件につきまして御質問、御意見はよろしゅうございますか。

それでは、御質問、御意見がないようですので、本案件については原案どおり議決することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたしました。

.....

○議長 次に、第2号議案「那珂川都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 第2号議案「那珂川都市計画道路の変更について」御説明いたします。お手元の「議案書」の4ページから6ページまでが第2号議案でございます。

まず議案書5ページの計画書を御覧願います。本案件は、那珂川都市計画区域における都市計画道路網全体を見直しまして、「1」に記載しましたとおり、3・4・2号氏家大子線を変更し、「2」に記載したとおり、3・4・1号都前山線を廃止しようとするものでございます。

参考資料により説明いたします。参考資料2ページを御覧願います。左側が変更前の現計画、右側が今回変更しようとする変更後の都市計画道路の計画でございます。今回、左側の赤色で示しております県決定の2路線を、右側の赤色で示します1路線に変更しようとするものでございます。

変更する理由について説明させていただきます。位置図の左側を御覧願います。那珂川町におきましては、赤色で示しました県決定の2路線及び、青色で示しました那珂川町決定の2路線の計4路線を昭和43年に都市計画決定し、途中、車線数の変更等がございまして、現在に至っているところでございます。

その間、本県と茨城県を結ぶ広域幹線であります国道293号が重点的に整備され、当地区におきましても、図面に黒で示しております路線ですが、「馬頭バイパス」として平成26年3月に全線供用いたしました。このため、那珂川町馬頭地区の市街地の交通量が大幅に転換されたことから、全体

の道路網を見直しまして、都市計画道路の変更を行うものでございます。

次に変更の内容について説明させていただきます。位置図の左側を御覧願います。赤色で示します道路が変更前の都市計画道路でございます。これらの道路は、昭和43年に都市計画決定されたものですので、変更内容の前に、当時の決定の背景について簡単に説明させていただきます。

昭和43年当時ですから、人口増や都市の広がりを想定しておりまして、着色の用途地域の部分に加えまして、水色の破線で囲んだ区域について、住居系の土地利用を図ろうとしておりました。このため、これらの骨格道路として、県決定の赤の道路と町決定の青の道路を都市計画決定したものでございます。現在はこの構想もなくなりまして、先ほど説明しましたように、「馬頭バイパス」の全線供用を契機として変更・廃止をするものでございます。

まず、左側の図面で頭に①で示しております3・4・1号都前山線でございますが、「馬頭バイパス」や、緑で示しております片側歩道で整備しております「県道那須黒羽茂木線」がこの道路の代替機能を持っていることから、整備の必要性が低くなったということで今回廃止するものでございます。

次に、②で示しております3・4・2号氏家大子線でございますが、これは、用途地域である市街地の骨格道路となっておりますので、右の変更後に示しますように基本的な部分は残しますが、起点部の「馬頭バイパス」との交差部について、変更後の図面の丸楕円で囲む拡大図に示しますように交差点形状を変更いたします。また、一番右側の終点部につきましては、これまで、将来構想を踏まえて用途地域の外まで延ばしていましたが、今回、用途地域界までと延長を短くする変更をするものでございます。

県決定の道路は以上でございますが、この全体見直しによりまして、那珂川町では、町決定の2路線、左の変更前図面の青で示しました③の3・4・3号前山藤沢線及び、④の3・4・4号新町平館線を廃止することとしております。

全体では、「2 新旧対照表」に示しますように、県決定の2路線及び町決定の2路線を、右の変更後のように1路線にしようとするものでございます。

なお、変更にあたりまして、将来交通需要等の定量的な検討を行いました。変更後の道路網で円滑な交通が確保できることを確認しております。

本件につきましては、平成26年8月22日から2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また、那珂川町から平成26年9月30日付で異存ない旨の回答を得ております。

第2号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、この案件につきまして御質問、御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

50年近く前に都市計画決定したものを、現状に合わせて変更するという内容かと思いますが、御意見等よろしゅうございますか。

それでは、御質問、御意見がないようですので、本案件につきましては原案どおり議決すること

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議ございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

.....

○議長 次に、第3号議案「那須塩原都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 第3号議案「那須塩原都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を御説明いたします。お手元の「議案書」の7ページから9ページまでが第3号議案でございます。

議案書9ページの位置図を御覧願います。本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定によりまして、民間事業者が那須塩原市内の赤の区域に設置しようとする「産業廃棄物処理施設」の敷地の位置が、都市計画上支障がないかどうか御審議いただくものでございます。

9ページの位置図では位置がわかりにくいと思いますので、もう少し広域的な図面で御説明いたします。恐れ入りますがスクリーンを御覧願います。今回の設置位置は、今指しております赤丸で示したところですが、すぐ南には一級河川の蛇尾川が流れており、ここが那須塩原駅、ここが塩原温泉の玄関口になる関谷地区であります。また、ここが東北縦貫自動車道黒磯板室インターチェンジでありまして、このインターから北西に約7.5kmのところがございます。

戻りまして、参考資料の3ページを御覧願います。建築基準法第51条の条文、及び、四角の中に施行令の関係部分を記載してございます。

本案件は、建築基準法第51条における「その他の処理施設」であります「産業廃棄物処理施設」を民間事業者が設置しようとすることから、特定行政庁がただし書きの許可の審査をするにあたりまして、3ページ下に「流れ」として示しておりますように、特定行政庁であります那須塩原市長から知事宛に付議依頼がありましたので、本日、当審議会にて御審議いただくものでございます。

このため、本日は、特定行政庁の事務を所管しております那須塩原市建築指導課長も同席しておりますので、よろしく願いいたします。

議案の内容について説明させていただきます。参考資料4ページ左側の「1 施設の概要」を御覧願います。

本案件は、事業者が、主に栃木県内の解体工事で発生するがれき類や、その他、コンクリート製品製造時に発生するコンクリートくず等を受け入れ、破碎処理し、再生砕石や再生砂及び金属くずとして再生利用を行うための中間処理施設を新設しようとするものでございます。

位置は、参考資料「2 位置図」に赤で着色しました、那須塩原市臺沼地内の、「市街化区域と市街化調整区域の区分のない都市計画区域内の用途地域を定めていない地域、いわゆる非線引き白地」でございます。事業者は、平成23年に会社を設立し、神奈川県に本社がありますが、栃木県那須塩原市に支店及び事業所を設け、現在、主に産業廃棄物の収集運搬業を中心に事業を行っております。

今般、排出事業者より、収集運搬から再生処理まで一貫した処理の要望が多くなってきたことを受

けまして、新たに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、いわゆる廃掃法や「建築基準法」第51条ただし書きなどの許可を受け、産業廃棄物の中間処理施設を設置しようとするものでございます。

本施設の処理の流れを参考資料4ページ左側上に示しておりますが、搬入されたがれき類及びガラスくず・コンクリートくず等を、1日当たり最大処理能力2,888tの破碎機で破碎し、選別を経て保管した後、再生砕石、再生砂、金属くずとして搬出するというものでございます。

右側の「3 施設配置図」に示しておりますように、敷地面積は9,938.2㎡に、2基の破碎機と処理前後の保管スペース、トラック待避スペース、事務所が適宜配置されており、周囲を緑地で囲み、幅員7mの市道に出入り口を設けるものでございます。

施設の場所の状況でございますが、参考資料4ページ左側下の「2 位置図」を御覧願います。当該地は、先ほどスクリーンで御覧いただいた関谷地区から県道矢板那須線を北に行きまして、その西、那須塩原クリーンセンターから北西に約800mの場所に位置しており、敷地の南側には一級河川蛇尾川が流れております。

位置図に黄色で示しております市道K489号線が本施設への主な搬入・搬出路となりますが、本路線は幅員7mの2車線で整備されております。また、周辺には学校や病院等の公共公益施設がなく、最も近い民家までは300m以上離れている状況でございます。このことから、本施設の立地が周辺道路や周辺土地利用に支障を生じさせることはないものと考えております。

また、施設の稼動が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてですが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、大気質、騒音及び振動に関して生活環境影響調査を実施しており、それぞれの予測値は関係法令における規制基準を下回る結果となっております。このため、周辺地域の生活環境への影響は特に問題はないものと考えております。

また、本施設は周辺自治会との環境保全協定は必要のない施設ですが、事業者から周辺住民に対して説明を行っておりまして、特に反対者は出ておりません。

以上のことから、「本施設の敷地の位置については、都市計画上支障がないもの」と考えております。

第3号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの案件につきまして御質問、御意見がございましたらよろしくお願いいたします。

騒音、振動等、環境に関するものについては特に問題ないと御説明いただきました。そのほか懸念されることがありましたら御質問をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、特段御質問、御意見もないようですので、本案件については都市計画上支障ない旨議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件については都市計画上支障ない旨議決いたします。

.....

○議長 最後に、第4号議案「次期栃木県都市計画区域マスタープランの策定にあたっての基本的考え方について」に入ります。この件につきましては、議案書の11ページでございますように、平成25年3月21日に知事から本審議会に諮問がありましたので、学識経験者に調査検討を行ってもらうため、「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会」を設置したところです。本日は、同専門委員会からこれまでの検討結果をまとめた報告書が提出されておりますので、説明を受けた上で、皆様に答申内容について審議をお願いしたいと思います。

それでは、同専門委員会の委員である森本委員から御説明をお願いいたします。

○3番（森本委員） それでは、平成25年3月に知事から諮問がありました「次期都市計画区域マスタープランの策定にあたっての基本的な考え方」につきまして、専門委員会における調査結果について御報告いたします。

議案書の12ページを御覧ください。専門委員会におきましては、審議事項として3点ございまして、①の「人口減少・超高齢社会、環境への負荷低減などに対応したコンパクトな都市づくりを進めるにあたっての基本的な考え方について」、②は「人口減少時代における本県の特性を考慮した市街化区域及び用途地域の基本的な考え方について」、③は「市町村合併により線引きと非線引き都市計画区域を併せ持つ市町村における都市計画区域のあり方について」、この3点につきまして、計6回の委員会を行ってまいりました。

この中で、①の「人口減少・超高齢社会、環境への負荷低減などに対応したコンパクトな都市づくりを進めるにあたっての基本的な考え方について」ですが、本年2月の審議会において中間報告をしたところでございます。つきましては、本審議会では残りの2項目について、調査審議結果を含め最終報告をさせていただきます。

調査結果につきましては、議案書別冊により御説明させていただきます。議案書別冊を御覧ください。調査審議事項①ですが、先ほど御説明したとおり、本年2月に報告済みですので簡単に御説明いたします。1ページをお開きください。ここに人口推計図が書いてありますが、平成17年の201万人をピークにそれ以降は減少に転じておりまして、平成52年には164万人まで減少し、また、高齢化率も36%まで増加し、約10人に4人が高齢者になるものと推計されております。こうした人口減少・超高齢社会に対応するための都市構造として、多核ネットワーク型の都市構造を提案しております。このイメージ図は16ページを御覧ください。このイメージ図にもありますように、都市機能と居住機能をバランスよく集積した複数の拠点地区を形成するとともに、その拠点を公共交通ネットワークなどにより連携強化することにより、快適で便利に暮らしやすく、また環境にもやさしく、かつ都市経営コストの面からも持続可能であるコンパクトな都市に再構築する。これを「とちぎのエコ・コンパクトシティ」と称して、これを目指すことを都市づくりの基本的な考え方としております。

皆様も御存じのように、この考え方は、本年8月1日に施行されました改正都市再生特別措置法の中にも同様な考え方が記載されておりました。まさにその中で書かれている「コンパクト・プラス・ネットワーク」と言われているキーワードの考え方を本県で先んじて示したものでございます。

さて、次に、インデックスの②をお開きください。調査審議項目②の「人口減少時代における本県の特性を考慮した市街化区域及び用途地域の基本的な考え方について」ですが、先ほど御説明した「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を実現するために非常に重要なのは、市街地の拡散をいかに抑制していくのかという点でございます。そのためには、市街化区域に編入する場合は、地域の特性や人口の動向、産業振興の観点などを踏まえ、農林漁業との健全な調和を図る必要があります。その観点で、ここに3点ほど書かれております。順次説明します。

まず1点目の住居系の市街地ですが、これは市役所や支所などの周辺や、公共交通の利便性が高く店舗や医療などの都市機能が集積している地区において、当該地区への集住により集約的な都市構造の実現に寄与する、これが基準になっております。

2点目に工業系の市街地ですが、交通利便性の高い高速道路のインターチェンジや主要な幹線道路周辺及び既存工業団地隣接などの地区において、企業立地の実現性を有し、かつ本県の産業振興に適合しており、都市基盤の計画的な整備が確実で、産業の活性化や雇用を促進するケースです。

3点目の計画的な整備が完了し良好な居住環境や産業環境が形成されている既成市街地については、今後の人口動向や産業振興の観点を踏まえ、必要と認められる場合には、市街化区域に編入できるものとした。

さて、中心市街地の活性化や集約型都市構造の構築を図る観点から非常に重要なのは、本県でも非常に目立っております大規模集客施設の郊外への立地です。これは基本的に抑制し、市街化区域の中に誘導を図ることを基本的な考え方としています。

最後に、インデックス③をお開きください。ここには「市町村合併により線引きと非線引き都市計画区域を併せ持つ市町村における都市計画区域のあり方について」記載しております。市町村合併により、宇都宮市においては宇都宮と上河内都市計画区域、鹿沼市においては宇都宮と栗野都市計画区域、栃木市においては小山栃木と西方都市計画区域の線引きと非線引き都市計画区域が併存している状況になっております。基本的な考え方として、合併後の市町が一体の都市圏を形成している場合においては、同一の都市計画区域に含まれるよう区域の統合を行うことが望ましいのですが、線引きと非線引きの都市計画区域を統合する場合には、これまで非線引きであった区域においても区域区分を決定することになりますから、これまでの土地利用や規制に大きな変更を伴うことになるということで、開発の動向を見極めて十分審議しながら決定する必要があると考えております。

このため、都市計画区域のあり方については、日常生活や経済などにおける都市のつながりや区域統合による一体の都市としての整備、開発及び保全の必要性に加えて、市町村のまちづくりの考え方なども十分に踏まえながら総合的に判断することにしております。

さて、順番に御説明します。まず1番目の宇都宮市における宇都宮と上河内都市計画区域ですが、旧宇都宮市・河内町と旧上河内町は、土地利用の連続性や日常生活や経済における高い関連性が見られることから、都市のつながりは強いと判断されます。また、旧上河内町内においては開発の動向が見られるなど旧宇都宮市・河内町と一体となった線引き制度の導入が妥当であり、市のまちづくりの観点からも一体の都市として整備、開発、保全する必要性が高いことから、都市計画区域を統合する

ことが望ましいと判断されます。しかしながら、区域統合にあたっては、現上河内都市計画区域において、土地利用規制の変更など社会的にも経済的にも大きな影響があることから、地元住民に十分な説明と合意形成を図ることが必要であると考えております。

続いて、2、3の鹿沼市における宇都宮と栗野都市計画区域、栃木市における小山栃木と西方都市計画区域ですが、旧栗野町・西方町とも、日常生活や経済において他都市との関連性も高いなど、一体の都市のつながりはやや弱いと判断されます。また、現在非線引き都市計画区域である旧栗野町や旧西方町における開発圧力はあまり強くなく今後の見込みも低いと見込まれ、これまでの非線引きによる土地利用制度を継続することが妥当であると判断しまして、都市計画区域の統合を行う必要性は低いと判断いたしました。

また、関連事項として、下野市において、旧石橋町の宇都宮都市計画区域と旧南河内町・国分寺町の小山栃木都市計画区域の線引き都市計画区域が併存している状況になっておりますので、あわせて調査いたしました。

旧石橋町・旧南河内町・国分寺町は都市のつながりが強いと判断され、また、合併後の下野市は小山市などと医療や保健における一部事務組合を設置するなど、市のまちづくりの観点からも小山栃木都市計画区域と一体の都市として整備、開発、保全する必要性が高いことから、旧石橋町を宇都宮都市計画区域から小山栃木都市計画区域に再編することが望ましいと判断されます。

駆け足でしたが、以上が、専門委員会における調査審議結果でございます。よろしくお願いたします。

○議長 どうもありがとうございました。ただいまの栃木県都市計画マスタープラン専門委員会からの報告事項の説明につきまして、内容について御質問、御意見がございましたらよろしくお願いたします。専門委員会で何度も御検討いただいた内容かと思いますが、どの部分からでも結構です。宇都宮市、鹿沼市そして栃木市ということでございますが、何かお気づきの点がありましたらお願いたします。

○委員 ②の「人口減少時代における本県の特性を考慮した市街化区域及び用途地域の基本的な考え方について」ということですが、見せていただきますと、まことにごもつともというか誰が考えてもこういう方向だろうということで、これでは「本県の特性を活かした」ということがどこにも出てきていないのです。委員会の中で、県としてはこういう方向で今後のまちづくりをやっていきたいとか、こういうところで県の特性を活かしていきたいという発言や意見具申はあったのでしょうか。

○議長 ただいまの委員の御質問ですが、「県の特性を活かした」という議論があったのかという御質問だと思えます。よろしくお願いたします。

○幹事（都市計画課長） 全体的な話としましては、まず最初の「とちぎの都市ビジョン」のところで、かなり力を入れて議論してございます。それを実際に具現化するというので、都市ビジョンの中で、例えば栃木のものづくり県としての特性とか観光といったことも含めて、幾つかそういうところも検討していただいたところでございます。その中でこれをマスタープランに落とすとか、線引きをどうするか、区域編入をどうするかというところを議論の上、こういう形で表現されたということです。

県の特性としては、都市ビジョンの中でかなり議論をされているところでございます。

○委員 補足させていただきます。今日の議案書別冊の9ページを御覧ください。ただいまの御指摘のように、人口減少という問題は、全国においても同様な傾向が出ております。特に三大都市圏の人口はやや緩いのですが、本県も含めて非常に厳しい状況にあります。

その中で、栃木の魅力は一体何だろうかということで、ここに簡単に書かせていただいております。

まず、恵まれた立地環境であること。これは首都圏に非常に近いということです。事実、人口減少のスピードを見てみると、東京から離れたところでは激しく減っているのに対して、群馬、栃木は首都圏の中であって人口減少がやや緩やかに推移しています。

このように推移している理由の一つとして、本県にある産業の振興は非常に重要になると思えます。

それから、10ページには観光の振興ということで、日光の社寺を挙げるまでもなく、数々の有名な場所があるわけでございます。これから高齢化社会になってきたときに、大半の方が余暇をどう使うかということは非常に大きな問題になってきます。首都圏にある非常に大きなポテンシャルをできるだけ栃木県の中に引き込むことも、大きな本県の特徴ではないかと思えます。

あとは、11ページの災害に強いまちというのは、日本中どこでもやっていることでございます。

こういった中身を13ページにまとめ、栃木の魅力をできるだけ前面に出してこれを強めることと、非常にリスクがある自然災害に対してどう対応していくのか、この2点を勘案しながら、ネットワーク型のコンパクトなまちづくりが本県には適切ではないかという結論に至ったわけでございます。以上です。

○委員 ごもったもな計画です。栃木県の特性というのは、総花的というか全てを網羅することが好きなのです。強弱をつけるとか、今後工業団地をこれからどのくらいつくっていくのかとか、住宅団地をどのくらい確保していくのかとか。今工業団地等々でも言われている工業系の開発はなかなか出ない。いろいろなところで商業系の開発要望はあるのですが、なかなか商業系で開発はできないということで、商業系の開発をどうするのかといった指針が県から出てこない、せっかく先生方が論議をしても、そういったものがこういうところにあられてこないで総花的になる。全部の問題をきれいに網羅し、確かに誰が見てもそのとおりだという結論になるのですが、さっきも言ったように、栃木県として進む方向・特色があまり出てきていないような気がしてならない。県から審議会に対して、どのくらいの工業団地を見込んでいるとか、商業区域の開発を見込んでいるとか、住宅団地の開発を見込んでいるとか、県のほうの意見がどのくらい出てきたのかというところだったのですが、さっきの説明を聞いても何が何だかさっぱりわからないような話です。これはしょうがないということでは受けとめていますが、もう少し栃木県の特性を活かした発言が県のほうからあってもよかったのかなという気がしています。県のほうから意見が出なければ、当然委員会としてはこういうような形になるだろうと思えますので、そのことは、御苦労さまだとは思いますが、ちょっと残念です。

○委員 ちょっとよろしいでしょうか。

○議長 どうぞ。

○委員 県の意見ではありませんが、委員会では十分に議論しましたが、今御指摘の「総花的である」というのは、今までの都市計画全般的に言えることをごさいますて、全て総花的にやっています。これは本県だけではございません。

ただ、御存じのように、これから総花的にやっていった場合は都市が破綻します。市街地が広がりすぎていて維持管理ができなくなります。そういったことで、先ほどもお話しした「都市再生特別措置法」も施行されて、これからコンパクトなまちづくりを目指すのだということです。

具体的にいいますと、立地適正化計画をつくって、つくったものにだけ投資をしていきます。逆にいうと、本県の中でも選択と集中を迫られるということです。どこを選択して、どういう集中をして、何を強めるのかということ具体的に議論していかなければ、本県のまちづくりそのものが2050年、2100年にわたって多分維持できない。そういった意味で、今考えられる方向性をこのビジョンの中に示したつもりです。

ただ、これをどのようにお使いになれるかというのは、我々のこれからの大きな課題だと思っています。総花的であることが悪いというのではなくて、どうすれば地域の強みを活かしていけるかということをお議論いただければいいと思います。以上です。

○委員 別に先生の方向づけが悪いと言っているわけではなくて、私は、もう少し県が積極的にいろいろな意見を皆さんに提案して審議してもらえばよかったという話をしているわけです。今の県の姿勢からするとこういう結果になることはやむを得ないだろうということは、私もよくわかっています。決して先生方の検討がいい加減だということをお言っているわけではないので、その点だけ御理解ください。

○議長 事務局から何か補足することはございますか。

○幹事（都市計画課長） 今の両委員の御意見等をもっともで、総花的な話とか栃木県の特性とかいろいろありましたが、今は都市計画として非常に過渡期にあります。これは10年前から言っていることですが。こういう中で、次の一手が非常に重要だということは、我々都市計画を担当している者も非常に認識しております。このビジョンはかなり議論していただいたところもあるのですが、その次の一手を出すところがこれからの私どもの課題かと思っております。以上です。

○委員 参考のために聞きたいのですが、このことに対して、県で一番偉い人は誰が参画したのですか。先生方に県の考え方を説明した一番トップは誰ですか。

○幹事（都市計画課長） 基本的に、私、都市計画課長が一番上で行っていました。ただ、最初の委員会設置の趣旨説明等は、県土整備部長のほうで行っています。また、その他意見交換は、市町村その他の関係課と行っています。

○委員 わかりました。課長が出席して説明したのではまあこの程度でしょうね。こういう栃木県のあり方についての問題は、少なくとも知事あるいは副知事あたりが、栃木県としての基本的な考えはこういうことなので、先生方よろしく御検討願いたいというくらいにやることが大切だと思います。都市計画課長が県の方針を説明するというわけにはいかないからね。結構です、わかりました。

○議長 貴重な御意見をありがとうございます。その他どなたか。あるいは事務局から補足があればお願いします。

○委員 先ほど御説明をいただきました、まさしくこれからはエコ・コンパクトシティのイメージが目指すべき方向だと思いますが、これまで栃木県内の各市町や各自治体におきましては、ここには地域拠点もしくは広域拠点・産業拠点・生活拠点とさまざまな拠点が出ていますが、これまでは各自治体において全てをそろえるといいますか、生活拠点も産業拠点も1つの市の中で全てをそろえていこうという動きの中で、それぞれの市や町の発展を目指してきたというのが、これまでの市町村の流れだと思います。

しかし、これから、このイメージの中では、各市町村が独自の強みを活かしながら特徴を出していったら、市町村が結びつくことによって、さまざまなインフラ整備といったリスクを分散させていくというのがこのイメージなのだと思っております。このイメージが出てきたといいますが、今まで進んできた道から市町村の目先を変えていくということですから、市町村同士で方針を変えていこうとか、宇都宮市がこういう方針であれば隣の町はこういう方針というのは、なかなか難しいところもあるかと思えます。ただ、こういう方向性というのは、これから栃木県全体としてあるべき姿であると思えます。今、国でも「地方中核拠点都市」ということで、中核となる都市を中心として周りの市町村が特徴を出しながら連携とか、もしくは、水道事業であれば、これから新たに各都市で更新していくのではなくて、一つの中核となるようなところが担って皆さん全てでそういう施設を利用していかとか、人口減少に合った自治体運営を各市町村が模索していかなければならないと思えます。

そういう中においては、このイメージを実現するためには、栃木県の主導が大変重要になってくると思えます。各市町村の持っている特性を活かして、市町村同士の連携が容易になり、また県の指導によって連携が深まるように、ぜひ御努力いただきたいと思えます。意見として申し上げます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの御意見について、何か事務局からございますか。

○幹事（都市計画課長） ただいまの委員の御意見もとてもなところですよ。我々も専門委員会等の事務局をやっております、その中で幾つかのデータを分析していきますと、本当にこのままで大丈夫かなという部分が正直あります。今までは競争という部分もあったかもしれませんが、連携ということは非常に重要な話になってくるかと思えます。専門委員会の中での議論も含めてそういう認識を持っております。県としても、なるべくそういうところをうまくできるように進めていければと考えております。意見として言わせていただきました。

○議長 ありがとうございます。そのほかどなたか御意見ございますか。

マスタープランという大きな方向性を共有することは、とても難しいことだと思います。今御意見があったように、各市町村も、全部の機能をみんな自分で身につけたいというのもまた事実だと思います。

私は栃木県の人間ではないのですが、栃木県というのはとてもよい条件かなと思えます。災害にも強いし、東京からの距離も適当だし、それなりの産業もある。総花的とおっしゃられましたが、いい意味で標準的な自治体だと思います。だからこそ、ただいまの御意見のように、どういうところでめ

りはりをつけて一步出ていくかということが今後の議論になると思います。ぜひ各市町村ではそういう方向で議論を深めていただきたい。またそれが一番大切なことだと思います。

○委員 先ほどの委員のお話にも私も賛同いたします。地方中核拠点都市というお話もされましたが、これは、近隣市町村と連携すると、地方財政措置として交付税や特別交付税といっているようなものを少し割り増しにするといった措置も考えられているということです。一方で、さっきの都市再生特別措置法の仕組みの中で、先行的に集約型の都市構造をつくっていった場合、財政的な負担を国で持っていただけという仕組みもあります。できるだけうまくこれを使って、1つのまちに全てのシステムをつくるのではなく、1つのものをうまく共有するような仕組み、それがここで言うエコ・コンパクトシティで、要はそれぞれ共有できるものはネットワークにしようということです。

一方、地方自治の中では、権限がどんどん1つの地方の中に下りてきています。ある意味では、広域調整をしながら1つの地方自治を任せるという2つの舵を切らなければいけないので、非常に難しい。そういった中で栃木県の役割は非常に大きいと私は思っておりますので、強いイニシアチブをとりながらやっていただきたいと思います。

○議長 ありがとうございます。そのほか、この案件について御質問、御意見はおありでしょうか。

本当に貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、御意見、御質問も尽きたようですので、本案件については、専門委員会報告書を当審議会として了承することとし、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、この内容で知事に答申することといたします。

なお、専門委員会については、都市計画区域マスタープランが策定されるまでが任期となっており、引き続きマスタープランの内容について調査をお願いすることになります。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。議決されました案件につきましては、直ちに答申の手続きをとりますので御了承願います。

.....

○議長 続きまして、報告案件がございます。報告第1号「都市計画区域マスタープランの策定状況について」事務局より御報告をお願いします。

○事務局(栃木県都市計画課長補佐) 報告につきましては、都市計画課・分田から説明申し上げます。着座のまま説明させていただきます。

それでは、報告第1号「都市計画区域マスタープランの策定状況について」報告させていただきます。報告資料1ページを御覧ください。

まず、資料を説明する前に、都市計画区域マスタープランについて簡単に説明させていただきたいと思います。都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2第1項に規定された「都市計画区域の整備、開発又は保全の方針」のことでありまして、都市計画区域ごとに「都道府県」が定めることとされております。本県においては、社会情勢の変化などに対応するため、国勢調査のデータを活用するとともに、必要な都市計画基礎調査を実施し、5年ごとに見直しを行っているところであり

まして、現行の都市計画区域マスタープランは平成23年7月に都市計画決定したものでございます。

それでは、資料に基づきまして、都市計画区域マスタープランの策定について説明させていただきます。

最初に、策定にあたっての「基本方針について」説明させていただきます。今後、本格的に訪れる人口減少・超高齢社会などがもたらす問題点や課題、それに対応した目指すべき都市構造や実現に向けての取組をより明確化するとともに、その実現に向けた都市政策を展開するための本県の基本方針といたしまして、今年7月に「とちぎの都市ビジョン」を策定したところでございます。この都市ビジョンの中で、人口減少・超高齢社会においても、快適・便利で暮らしやすい、また、環境にもやさしく都市経営コストの面からも持続可能な多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのエコ・コンパクトシティ」の実現を目指すこととしております。「都市計画区域マスタープラン」は、「とちぎのエコ・コンパクトシティ」の実現に向けて、市町をはじめとした関係機関などの意見を十分に反映させながら、各都市計画区域における都市の将来像を明確にし、その道筋を示すことを目的に策定するものであります。また、ページ下方に示した「都市計画区域マスタープランの位置付け」に示しますとおり、各市町においては、この都市計画区域マスタープランに即して、地域の実情に応じた、より具体的なまちづくりの整備方針を示した市町村マスタープランを策定することとなっております。

今回の都市計画区域マスタープランの策定にあたりましては、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、目標年を平成32年とし、「とちぎの都市ビジョン」において、都市づくりの基本目標として掲げた以下の4つの観点から策定を進めているところでございます。

1点目は「暮らしやすくコンパクトな都市づくり」としまして、日常生活に必要な都市機能の集積の促進、まちなかへの居住の誘導、都市の防災・減災機能等の強化を目的としております。

2点目は「誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり」としまして、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの充実や強化、徒歩や自転車による移動性の向上を目的としております。

3点目は「環境にもやさしいエコな都市づくり」としまして、環境負荷の少ない「低炭素な都市づくり」や「都市経営コストの低減」を目的としております。

4点目は「地域の魅力や強みを活かした都市づくり」としまして、恵まれた立地環境やすぐれた交通ネットワークを活かした産業の振興や、地域資源を活かした観光の振興などを目的としております。

裏面の2ページを御覧ください。2の「策定のポイントについて」ですが、今回、主なポイントは3つございます。

1点目として「都市計画区域ごとに拠点地区を設定」したことであります。市街地の規模や役割に応じて必要な都市機能を集積した、広域拠点、地域拠点、生活拠点、産業拠点、観光レクリエーション拠点の5つの拠点地区を都市計画区域ごとに設定いたしました。広域拠点、地域拠点、生活拠点の設定にあたりましては、人口密度、公共交通の利便性、公共公益施設や商業施設などの整備状況を定量的な指標により抽出し、市町と協議の上設定いたしました。

2点目として「公共交通による拠点地区間のネットワーク化」を図ることとしたことであります。

各拠点地区間の連携強化を図り、都市機能や居住機能を相互に補完するため、拠点地区間を結ぶ公共交通ネットワークの充実、強化を図ることといたしました。

3点目として「都市防災に関する方針」を新たに追加いたしました。防災拠点の整備、避難路などのネットワーク化、都市の耐震化・不燃化や河川災害・土砂災害対策についての記載を追加いたしました。

次に、本県における「都市計画区域」及び「策定スケジュール」について説明させていただきます。

表に示しますとおり、本県には3つの線引き都市計画区域と15の非線引き都市計画区域があり、それぞれの区域ごとに都市計画区域マスタープランを策定しております。

4の「策定のスケジュール」ですが、現在策定中の各都市都市計画区域マスタープラン（原案）を、都市計画審議会に報告させていただいた後に、地元説明会や縦覧等の手続を進めていくこととしております。まず、非線引き都市計画区域のうち、宇都宮都市計画区域との統合を検討している上河内都市計画を除く14の都市計画区域マスタープラン（原案）について、本日の都市計画審議会に報告させていただきます。また、3つの線引き都市計画区域と上河内都市計画区域のマスタープラン（原案）については、次回の都市計画審議会に報告させていただく予定としております。地元説明会など、所定の手続を経まして、平成27年度末までに全ての都市計画区域マスタープランについて、都市計画審議会に付議した上で、都市計画決定することとしております。

3ページを御覧ください。都市計画区域マスタープランの策定スケジュールとして、時系列に示したものであります。上段には今回の報告案件であります非線引き都市計画区域の策定スケジュールを、下段には次回の都市計画審議会に報告します線引き都市計画区域マスタープランの策定スケジュールを、中段に都市計画審議会の開催予定を記載しております。各段階における専門委員会、都市計画審議会での審議スケジュールを御認識いただけるかと思っております。このスケジュールに従って、来年度の10月並びに2月に予定されている都市計画審議会に、それぞれの都市計画区域マスタープランを付議いたしまして、先ほども申し上げましたが、平成27年度末の都市計画決定に向けて作業を進めております。

4ページ以降が非線引き都市計画区域の「都市計画区域マスタープラン（原案）の概要版」となっております。本来であれば、本日の報告案件であります14区域全てについて説明するべきかとは思いますが、時間の都合もございまして、4ページ「那須塩原都市計画区域マスタープラン」（原案）の概要版を代表といたしまして、その内容を説明させていただきます。

まず、1といたしまして、「都市計画区域の現状」についてです。区域における人口の増減、都市計画道路や公園、下水道の整備率、鉄道や道路などの整備状況、都市の位置づけなどを記載しております。

2といたしまして、「都市づくりの基本理念等」についてです。「とちぎの都市ビジョン」に掲げた4つの「基本目標に基づく都市づくりの方向性」を記載しております。

3といたしまして、「将来都市構造」についてです。「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を目指すための主な取組について記載しております。

4といたしまして、「地域ごとの市街地像」についてです。都市計画区域ごとにおける広域拠点、地域拠点、生活拠点などの拠点地区の設定、各拠点間を結ぶ交通ネットワークについて記載しております。

なお、「広域拠点地区」とは、日常的な都市機能や人口の集積を促進し、これらの都市機能を周辺都市と共有、利活用できるよう、公共交通を基本とした交通ネットワークの充実・強化を図る地区のことです。「地域拠点地区」とは、徒歩圏や自転車圏内に日常生活機能と居住機能を集積させ、人口密度を維持していくとともに、都市機能の維持・充実に図り、日常生活の利便性向上を図る地区のことです。「生活拠点地区」とは、日常生活に必要な生活利便施設を誘導し、地域コミュニティの維持や生活利便性の向上を図る地区のことです。当該都市計画区域では、JR那須塩原駅周辺地区を「広域拠点」、JR黒磯駅周辺地区とJR西那須野駅周辺地区を「地域拠点」、概ね小学校区などの規模でコミュニティの中心となる地区を「生活拠点」として設定しております。

5といたしまして、「都市計画の決定及び実現化の方針」についてです。「区域区分決定の有無」、「土地利用に関する方針」としてコンパクトで暮らしやすい都市づくりを推進するにあたっての住宅地、商業地などにおける土地利用の基本的な方針を、「都市施設の整備に関する方針」として、鉄道・バスなどの公共交通や道路ネットワークなどの整備方針を、また、「自然的環境の整備又は保全に関する方針」、「都市防災に関する方針」や、その他といたしまして、多様な主体と協働・連携した都市づくりについてを記載しております。

また、報告資料の6ページ以降には、栗野、日光、大田原、矢板、さくら、那須烏山、西方、益子、茂木、市貝、塩谷、那須、那珂川の都市計画区域マスタープラン（原案）の概要版を添付しておりますので、御確認いただければと思います。なお、概要版で御説明いたしました「那須塩原都市計画区域マスタープラン」（原案）の本編につきましては、別冊資料として添付しておりますので、こちらも原案の内容として御確認いただければと思います。

最後に、繰り返しになりますが、ただいま御説明させていただきました非線引き都市計画区域マスタープラン（原案）につきましては、今後、地元説明会や縦覧など、地域の住民の皆様方の意見を反映させる手続を経まして、来年度の10月に予定されている都市計画審議会に付議する予定でございます。

以上、報告第1号についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告事項については、専門委員会でも当然調査を行っていますので、森本委員から調査状況についてご報告をお願いいたします。
- 3番（森本委員） それでは私から報告させていただきます。先ほど事務局から報告がありました「都市計画区域マスタープラン」につきまして、専門委員会でも昨年度から6回の委員会を開催して中身を議論してまいりました。特に、先ほどから議論になっております人口減少問題や超高齢社会に対応した都市づくりについてでございますが、特に事務局から今日提案されました「非線引き都市計画区域マスタープラン」について、記載内容について専門委員会でも調査いたしました。その結果、これまでの専門委員会での意見などが適切に反映されていることを確認いたしましたので、ここに御報告させ

ていただきます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、この件につきまして御質問がございましたらお願いいたします。報告事項ですので御質問ということになるかと存じます。

お手元の資料にありますように、那須塩原を例としまして資料がついております。全案件についてこのような形で整理させていただいております。御質問はよろしゅうございますか。

ご質問等がないようですので、事務局より報告のありました非線引き都市計画区域マスタープランにつきましては、引き続き市町村との意見調整を図りながら、地元説明会などの都市計画の進めを進めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の案件は全て終わりました。会議を終了させていただきます。御審議ありがとうございました

○事務局 以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時47分 閉会